特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１００１号

千葉県浦安市鉄鋼通り１丁目１番５号
清算株式会社　武本工業株式会社
代表清算人　橋本　忠男

1　決定年月日　平成28年９月９日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社及び各協定債権者は、本件弁済にあたり、各協定債権者の有する協定債権のうち、物上保証人の有する不動産及び清算株式会社が放棄した未収金請求権によって保全される部分の金額（以下「保全残高」）がそれぞれ下記のとおりとみなすことを確認する。

1　東京ベイ信用金庫　1490万円

（内訳）

物上保証人の有する不動産　1460万円

清算株式会社が放棄した未収金（出資金返還）請求権　30万円

2　千葉県信用保証協会及びあおぞら債権回収　０円

2　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１か月以内に、協定債権のうち元本債権額から上記保全残高を控除した額の13.740088パーセントの割合の金員を弁済する。

3　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額（協定債権者東京ベイ信用金庫についてはこれに加えて物上保証人の有する不動産、清算株式会社が放棄した未収金（出資金返還）請求権の売却等によって実際に回収した金額）を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

千葉地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第１１号

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯726番地
再生債務者　株式会社平湯館

1　決議に付する再生計画案　平成28年８月25日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

(1)　期日　平成28年10月25日午後１時30分

(2)　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成28年10月17日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成28年10月11日

平成28年９月８日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第６７号

埼玉県入間郡三芳町大字北永井845番地130
再生債務者　小川　　哲

1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年９月29日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月13日から平成28年10月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１２２号

埼玉県上尾市大字原市1272番地１
再生債務者　佐藤　泰広

1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月14日から平成28年10月21日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７１号

埼玉県日高市大字野々宮81番地９
再生債務者　柿沼　　東

1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月14日から平成28年10月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１２２号

千葉県千葉市稲毛区作草部１丁目26番１号
レーベンハイム西千葉ガーデンシティ202号
再生債務者　打田　久実

1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月14日から平成28年10月28日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１５６号

千葉県千葉市美浜区浜田１丁目３番地　コロンブスシティ132号
再生債務者　山﨑　　顕

1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月14日から平成28年10月28日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第４５号

埼玉県草加市八幡町1005番地６
再生債務者　塚田　正利

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月17日から平成28年10月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第４６号

埼玉県越谷市蒲生西町２丁目２番17―２号
再生債務者　吉田　一樹

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月17日から平成28年10月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第６６号

埼玉県所沢市大字下安松611番地の14
再生債務者　清水　俊道

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月17日から平成28年10月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１５３号

名古屋市天白区中坪町122番地　アンジェロＦ３　206号
再生債務者　近藤　優和

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月17日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第３９号

愛知県みよし市三好丘あおば２丁目17番地６　グランドメゾン三好ケ丘307号
再生債務者　黒瀬　貴文

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第５４号

愛知県知立市逢妻町金山15番地18
再生債務者　蔦口　　毅

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第１９３号

札幌市北区新琴似２条１丁目１番49号　Ｍ２ビル202号
再生債務者　澤　賢志郎

1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年10月４日まで

4　一般異議申述期間　平成28年10月18日から平成28年10月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部